

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

本県では、公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法（法）の規定による一律排水基準に代えて、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（上乗せ条例）により、業種や地域等に応じたより厳しい排水基準を定めています。

このたび、水質汚濁防止法施行令（政令）の改正により、法規制の対象施設（特定施設）の2施設の名称が変更され、うち1施設では、施設の定義の変更（対象業態の拡大）も併せて行われました。

上乗せ条例では、規制対象の施設を別表において定義しており、この定義には政令を引用していることから、上乗せ条例を改正する必要性が生じたものです。

2 改正内容

（1）自動車整備の範囲の拡大

自動車の保安基準適合性の向上のため、道路運送車両法が改正され、自動車分解整備事業（エンジン、ブレーキ等の整備）に、自動運行装置や自動ブレーキ機能等に用いるカメラ等の整備（電子制御装置整備）を加えた自動車特定整備事業が同法の認証制度の対象とされました。これに伴い、政令（別表第1第70号の2）では「自動車分解整備事業の用に供する洗車施設」が「自動車特定整備事業の用に供する洗車施設」に改められ、排水規制の対象範囲が拡大されています。

そのため、自動車整備の範囲が拡大されたことに伴い、新たに規制対象となった洗車施設（新特定施設）を設置する特定事業場について、既存の洗車施設と同じ上乗せ排水基準を適用します。

（2）卸売市場の名称の変更

卸売市場法が改正され「中央卸売市場」と「地方卸売市場」に区分されていた卸売市場の定義が改められ、いずれも「卸売市場」に一本化されました。これに伴い、必要な名称等の修正を行います。

3 施行期日

公布の日（令和2年12月28日）から施行。

（ただし、新特定施設のみを設置する事業場にあつては、必要な経過措置（※）を定めます。） ※約3か月の周知期間を設ける（基準適用期日：令和3年4月1日）